

91 在英留学生入江陳重ミドル・テンプル法学院スコラーシップ試験合格に付留学生監督正木退蔵報告の件回達

〔明治十一年九月二十一日〕

英國留学生徒入江陳重儀這回スコラーシップ試験満足第一等賞等ヲ得タル旨別紙之通監督正木退蔵ヨリ上申ニ付為御承知及御廻付候条御聞了之上御返付有之度候也

明治十一年九月廿一日 文部省学務課長 野村素介
東京大学法理文三学部綜理御中

今般倫敦ミットルテンブル法律講習処ニ於テ例式ノ通りスコラーシップ試験(學業勸奨ノ為ニ設クル者)ノ執行有之候處法学生徒入江陳重儀該試験ノ普通法律及ヒ刑法律部ニ從事シロ驗并ニ書驗共ニ高点ニ在テ第一等スコラーシップニ合格シ此ニ属スル賞金英貨百ギニー即チ百〇五磅獲取且ツ将来該法律講習処ノ第一等スコラーシップ士タルノ許准ヲ得タル「実ニ特達ノ事業ニ候間此段速ニ上申候也

明治十一年七月廿六日 英国留学生監督 正木退蔵
文部卿 西郷従道殿

追テ該処スコラーシップ試験ノ規則一通〔予^(抹消)添テテ^(ママ)遞送仕候

「スクラルシップ」ヲ争フ可ラス

英國倫敦ミッドルテムブル法學院

スクラルシップ（勧学ノ為ニ給与スル金員ヲ云フ）ノ規則

第一条 ○ スクラルシップハ毎年其数十六トス但一人ニテ其一ヲ得之ヲ有スル期限ヲ一年トス

第一 万国公法及憲法ニ就テ四個即

一〇一百ギニー（ギニーハ二十一）ノ第一等スクラルシップ三十ギニー第一等スクラルシップ

第六条 ○ 五十ギニー第一等スクラルシップ二十ギニー第一等スクラルシップ

第二 不動産及動産法ニ就テ附与スルスクラルシップ二個其等級及金額前ト同シ

第三 習慣法（共ニ刑法）ニ就テ附与スルモノ等級金額前ト同シ

第四 衡平法ニ就テ附与スルモノ等級金額前ニ同シ

第二条 ○ 此「スクラルシップ」ヲ得ント欲スル者ハ「ミッドルテムブル」ノ生徒タルベシ

第三条 ○ 五十ギニー或ハ二十ギニー第一等スクラルシップヲ争フ者ハ試験第一日ニ当リ満二十三歳ナル生徒ニ非レハ之ヲ得可カラス一百ギニー或ハ三十ギニー第一等スクラルシップヲ争フ者ハ試験第一日前ノ一月一日ニ当リ満二十四歳ノ生徒ニ非レハ之ヲ得可ラス

第四条 ○ 生徒ハ一年ニ「スクラルシップ」一個以上ヲ有ス可ラス

第五条 ○ 一百ギニー「スクラルシップ」ヲ得タル生徒ハ他ノ

第七条 ○ 「スクラルシップ」ノ試験ハ毎年二回トスハ「ハイラン」期後（一月十日ヨリ三月三十日ニ至ル）但五十ギニー及二十ギニー第一等スクラルシップ

第八条 ○ 試験ハ二回共ニ次ノ「ハイラン」及「トリニテ」期後ニ之ヲ開クベシ

第九条 ○ 試験ハ口筆二種ヲ以テス

第十条 ○ 試験官ハ在職一年トス而シテ議事院ノ「マストルス」ヲフベンチ之ヲ命ス其試験ノ成績ハ試験官ヨリ之ヲ「マストルス、ヲフベンチ」ニ申報シ而シテ此申報ニ從テ「マストルスオフベンチ」ヨリ「スクラルシップ」ヲ給与ス然レ由試験官ノ申報ヲ覽テ其生徒ノ内一人ノ学力優等ナルヲ認ムルニ非サレハ「スクラルシップ」ヲ与ル「ナシ

第十二条 ○ 議事院ノ「マストルス、オフベンチ」ハ「スクラル

シップコンミチー」ト名ル委員ヲ命シ此規則ヲ実行セシムベ
シ而テ此委員ハ時宜ニヨリ此規則ヲ廃シ或ハ之ヲ改正シ或ハ
之ヲ増補シ且更ニ他ノ規則ヲ制立スルノ權アルベシ而テ此規
則ノ廃止増補等ニ就テハ「マストルス、オーベンチ」ノ認可
ヲ得ベシ

スクラルシップ委員 人名 六人
試験官 人名 四名

〔文部省往復明治十一年分三冊之内乙号、㊣A 24〕